

金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」と会員倫理規程、業務基準規程等対応表

金融庁 顧客本位の業務運営に関する原則	会員倫理規程	業務基準規程	FPプロセスの6ステップ
<p>【顧客本位の業務運営に関する方針の策定・公表等】 原則1. 金融事業者は、顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針を策定・公表するとともに、当該方針に係る取組状況を定期的に公表すべきである。当該方針は、より良い業務運営を実現するため、定期的に見直されるべきである。</p>		<p>(雇用者の業務) 第9条 雇用者である会員は、ファイナンシャル・プランニングの業務を行うに当たり、部下を適切に監督し、倫理規程に反する部下の行為を容認してはならない。</p>	
<p>【顧客の最善の利益の追求】 原則2. 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の最善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。</p>	<p>第1条 会員は、順法精神に基づき、顧客の最善の利益を追求しなければならない。 第2条 会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない。</p>		<p>ステップ5 プランの実行援助 ～プラン実行にあたって重要なのは、顧客の利益を優先した商品の提供である～</p>
<p>【利益相反の適切な管理】 原則3. 金融事業者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある場合には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじめ策定すべきである。</p>	<p>第3条 会員は、利益相反事項がある場合は、これを顧客に開示しなければならない。</p>	<p>(利益相反事項等) 第5条 顧客と利益相反が生じる場合、会員は、顧客のために業務を提供してはならない。利益相反事項が顧客との取引開始後業務完了前に発生した場合は、会員は、直ちに当該事項を顧客その他関係者に開示し、当該事項については辞任しなければならない。 2 会員は、利益相反事項に該当しなくとも、自己との中立性を損なう可能性がある業務については、顧客のために業務を提供してはならない。</p>	
<p>【手数料等の明確化】 原則4.金融事業者は、名目を問わず、顧客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのようなサービスの対価に関するものかを含め、顧客が理解できるよう情報提供すべきである。</p>	<p>第2条 会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない。</p>	<p>(必要の情報開示事項) 第3条 会員は、専門家としての業務を提供するに際して、以下の事項を書面を以て明確に顧客に開示しなければならない。 1 会員の有する保有資格その他それに関連する重要な情報。 2 会員が代理人として行動する場合はその権限の範囲。 3 法律で開示が求められている事項。(当該法律が求めている方法で開示すること) 4 会員が、フィーオンリーの開業者であるか、コミッションその他の経済的利益を得ているか否か。 5 報酬に関する事項 (1) 報酬が公正かつ妥当な見積額である旨明示したうえで、報酬の内容などの重要な事項を合理的な範囲で可及的詳細に (2) 顧客をより専門的な会員その他専門家に紹介することに関して手数料を受領する場合にはその旨 (3) 報酬がフィーだけか、コミッションだけか、双方であるか</p>	<p>ステップ1 顧客との関係確立とその明確化 ～報酬体系の提示やどのくらいの期間にわたってこの関係を続けるかについても明確に合意しておくことが必要である～</p>
<p>【重要な情報の分かりやすい提供】 原則5. 金融事業者は、顧客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を顧客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。</p>	<p>第2条 会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない。 第7条 会員は、誤った、あるいは誤解を招く方法で顧客を勧誘してはならない。</p>		
<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】 原則6. 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。</p>	<p>第1条 会員は、順法精神に基づき、顧客の最善の利益を追求しなければならない。 第2条 会員は、顧客に対して、その業務の適正、公平さを保つために必要なすべての情報を開示したうえで、専門家としての業務を公平かつ道理に適った方法で提供しなければならない。</p>		<p>ステップ5 プランの実行援助 ～プラン実行にあたって重要なのは、顧客の利益を優先した商品の提供である～</p>
<p>【従業員に対する適切な動機づけの枠組み等】 原則7. 金融事業者は、顧客の最善の利益を追求するための行動、顧客の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を促進するように設計された報酬・業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備すべきである。</p>	<p>第4条 会員は、ファイナンシャル・プランニングについて常に専門知識、技能、能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>(雇用者の業務) 第9条 雇用者である会員は、ファイナンシャル・プランニングの業務を行うに当たり、部下を適切に監督し、倫理規程に反する部下の行為を容認してはならない。</p>	